

## 安全保障理事会決議 1956 (2010)

2010年12月15日、安全保障理事会第6450回会合にて採択

安全保障理事会は、

本決議に添付されている、2010年12月8日付のイラク外務大臣発安全保障理事会議長宛書簡に留意し、

イラクにおける前向きな進展および現在の状況が、決議661(1990)の採択時の状況から大きく異なっていることを認識し、イラクの機関が強化されていることを認識し、さらに、決議661(1990)の採択前にイラクが保持していた国際的な地位と同等の地位を達成することの重要性を更に認識し、

イラク開発基金枠組のどのような更なる延長をも要請しないイラク政府の公約を再確認するイラク首相からの書簡を歓迎し、また、石油収入が公正にそしてイラク国民のために使用され続けることを確実にする政府の公約をまた再確認するイラク首相の書簡および移行取決めが、透明性、説明責任および誠実性に関して憲法および国際的な最良の慣行と調和することを認識し、

イラクの資源がイラク国民の利益のために透明性および説明責任を持って利用されていることを確保するようイラク政府を支援するに当たり、イラク開発基金および国際諮問監視理事会の重要な役割並びに決議1483(2003)の第20および22項の条項を認識し、また、イラク開発基金および国際諮問監視理事会に替わる取決めへの移行を完了するイラクの必要性をまた強調し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 石油、石油製品および天然ガスの輸出販売からの収益をイラク開発基金へ入金するために決議1483(2003)の第20項の規定で設立された枠組および国際諮問監視理事会によるイラク開発基金の監視のために決議1483(2003)の第12項および決議1546(2004)の第24項に規定される枠組を2011年6月30日に終了することを決定する。さらに、決議1546(2004)の第27項の規定に定める例外に従うことを条件として、決議1483(2003)の第23項の規定に記された資金、金融資産および経済資源の観点を含め、同決議の第22項の規定は同じ期限まで適用され続けることを決定する。
2. イラク開発基金枠組のどのような更なる延長をも要請しないイラク政府の決定を歓迎しまた確認する。さらに本決議がイラク開発基金枠組の延長の最後であることを決定する。
3. 2011年6月30日以降、イラクからの石油、石油製品および天然ガスの輸出販売からの全ての収益をイラク開発基金に入金するという国連安保理決議1483(2003)の第20項の規定で定められた要件はもはや適用されないことを決定し、また、石油、石油製品および天然ガスの輸出販売からの収益の5パーセントを決議687(1991)およびその後の諸決議に従って設立された賠償基金に入金するものとする国連安保理決議1483(2003)の第21項の規定で定められた要件は適用され続けることを確認

し、サービス提供者に対して行われた石油、石油製品および天然ガスのあらゆる非金銭的支払いの価値の5パーセントは、賠償基金に入金されるものとするを更に決定し、また支払いが賠償基金になされることを確保する方式についてその権限を行使するに当たり、イラク政府および国際連合賠償委員会の執行審議会が他の決定をしない限り、上記の要件はイラク政府を拘束するものとする。

4. 2011年6月30日までまたは以前に、開発基金後の制度への完全且つ効果的な移行を完了するため事務総長と接近して活動することをイラク政府に求める。かかる制度は、IMFスタンバイ取極の要件を考慮し、外部監査の取極を含め、イラクが決議1483(2003)の第21項の規定において定められている義務を果たし続けることを保障する。さらに、イラク政府が、開発基金後の制度への移行に向けた進展について、2011年5月1日までに、書面による報告を安保理に提供することを要請する。
5. イラク開発基金からイラク政府のそれに替わる取決めの単一または複数の口座に完全な収益の移転および2011年6月30日までにイラク開発基金を終了することを指示し、また移転および終了が完了すればすぐに、安保理に対する書面による確認証を要請する。
6. 事務総長に対し、決議1483(2003)の第21項の規定を継続して遵守していることを評価しつつ、国際連合賠償基金について、現行の基準に基づき6か月毎に安保理に書面による報告を提供することを要請する。かかる最初の報告は遅くとも2012年1月12日までにを行うこと。
7. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

## 添付資料

### 2010年12月8日付けイラク首相発安全保障理事会議長宛書簡

私は、2010年にイラク政府が、イラク国民の利益のために石油収入の継続的な公正な使用を確保する目的で、透明性、説明責任および誠実性に関する国際的な最良の慣行に従った、イラク開発基金および国際諮問監視理事会に関する、憲法に従った、適切な取決めを定めることを私が説明した、安全保障理事会議長宛 2009年12月13日付の私の書簡に言及したい。

安全保障理事会決議 1905 (2009) に従って、イラク政府は、その第一四半期報告書において、イラク開発基金と国際諮問監視理事会に替わる取決めへの移行のための行動計画および期限を提出した。イラク政府は、得られた進展に関する第二および第三報告書を引き続き提出した。第三報告書において、行動計画の完了した部分および完了しないで残っている部分の詳細が与えられた。イラク情勢と 2010年3月7日に行われた議会選挙後の新政府の形成の遅延が、行動計画の包括的履行に関する迅速且つ効果的な行動をとる政府機関の能力に、何らかの方法で、影響したという事実に対する言及も行われた。

前述のことを基礎に、また行動計画の包括的履行と後継取決めへの円滑な移行を確保することを可能にするために、イラク政府は、国際社会の支援を今一度必要とする。それ故イラク政府は、安全保障理事会が、安全保障理事会決議 1483 (2003) 第 20 項に定められた取決めを基礎に、イラク開発基金に対する免除を、更にそして最後に 6 か月間延長することを希望する。

私は、貴議長が最大限迅速に安保理の理事国に対し本書簡を配布し、イラクに関して現在起草されつつある決議に本書簡を添付資料として含めて頂ければ幸いである。

ヌーリー・カミル・アル・マーリキー  
イラク共和国首相  
2010年12月、バグダッド